

大井川水利流量調整協議会 設 立 趣 意

東京電力株式会社田代川第二発電所は、平成17年12月31日をもって水利権の許可期限を迎える。同発電所は、現在、許可の条件には大井川田代ダムから下流への放流量に関する定めがなく常時下流への放流がない状況にあるが、期間更新時においてはダム下流への河川放流量を確保すべきものとされているところである。

大井川の流況については、昭和51年の同発電所の期間更新をはじめとして、昭和63年、平成元年と中部電力株式会社の各発電所の期間更新時において一定の改善措置が図られてきたところである。

平成17年の同発電所の期間更新時においても、こうした経緯を踏まえ、大井川流域の地域の事情等を十分勘案のうえ、必要な河川流量が確保されるよう措置することが求められている。そこで、同発電所の期間更新に際し、田代ダムからの適切な河川放流量の確保について調整するため、流域自治体、発電事業者、河川管理者等により大井川水利流量調整協議会を設立するものである。

平成15年2月6日

大井川水利流量調整協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大井川水利流量調整協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大井川における田代川第二発電所の水利権の期間更新が円滑になされるよう関係機関による調整を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議するものとする。

- (1) 田代川第二発電所の水利権の期間更新時に設定される水利流量に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表の委員の欄に掲げるものによって組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は静岡県交通基盤部河川砂防局長をもってあてる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、協議会の運営に関し、協議会に提案する事項をあらかじめ整理するとともに、協議会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表の幹事の欄に掲げるものによって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課長をもってあてる。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し、必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

(事務局)

第6条 協議会の事務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局に置く。
- 3 事務局の運営に関し、必要な事項は、幹事長が定める。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成15年2月6日から施行する。

この規約は、平成18年1月1日から施行する。（別表の山梨県委員・幹事を削除）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。
 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
 この規約は、平成24年4月1日から施行する。
 この規約は、平成26年7月1日から施行する。
 この規約は、平成27年5月1日から施行する。
 この規約は、平成27年9月1日から施行する。
 この規約は、平成30年11月1日から施行する。
 この規約は、令和4年11月30日から施行する。

別表

大井川水利流量調整協議会 組織

委 員	幹 事
中部地方整備局河川部広域水管理官 静岡河川事務所長 長島ダム管理所長 静岡県交通基盤部河川砂防局長 経営管理部中部地域局長 暮らし・環境部環境局長 島田土木事務所長 静岡市長 島田市長 川根本町長 東京電力リニューアブルパワー(株) 甲府事業所長 中部電力(株)再生可能エネルギーカンパニー 静岡水力センター所長 関東地方整備局甲府河川国道事務所長	中部地方整備局河川部水政課長 河川環境課長 静岡河川事務所副所長 長島ダム管理所専門官 静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課長 河川企画課長 経営管理部中部地域局次長 暮らし・環境部環境局水資源課長 島田土木事務所次長(技術) 静岡市企画局企画課長 島田市市長戦略部戦略推進課長 川根本町暮らし環境課長 東京電力リニューアブルパワー(株) 甲府事業所総括グループマネージャー 甲府事業所水利・業務グループマネージャー 甲府事業所土木保守グループマネージャー 中部電力(株)再生可能エネルギーカンパニー 静岡水力センター業務課長 業務課スタッフ副長 関東地方整備局甲府河川国道事務所副所長